

# 経済安全保障政策の現段階

北村エコノミックセキュリティ代表  
前国家安全保障局長

北村 滋  
きたむら しげる



岸田文雄首相は、2021年9月の自民党総裁選挙に立候補した時から、経済安全保障を推進することを看板政策に掲げてきた。首相に就任してからは、専任閣僚を置き、自民党で経済安全保障政策に深く関わってきた小林鷹之衆議院議員を初代に任命した。現在は高市早苗前政調会長が就任している。

同年10月の初めての所信表明演説では、「新たに設けた担当大臣のもと、戦略物資の確保や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現します。強靱なサプライ

チェーン(供給網)を構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定します」と述べ、経済安全保障推進会議を設置し、省庁横断で経済安全保障を推進できる体制を作った。さらに、同会議の初会合で、「関係大臣と協力して、法案策定の準備を進めるように。有識者会議を設置し、法案作成に関する意見を聞くように」と指示し、それを受けて、「経済安全保障法制に関する有識者会議」が設置された。これには、国家安全保障局長当時に

経済安全保障を推進してきた私も加わった。

この有識者会議は、経済3団体の代表の参加も得て、

- ・他国に依存し過ぎないサプライチェーン作り

- ・エネルギー、情報通信などの基幹インフラに対する外部からの妨害行為を未然に防止すること

- ・人工知能(AI)、量子技術などの重要技術を官民で育てること

- ・重要技術を守る特許出願の非公開制度の4分野について議論し、2022年2月、

「経済安全保障法制に関する提言」を政府に提出した。

この提言を受けて、政府は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」を国会に提出し、5月11日に可決、成立させた。同法は、経済安全保障推進法などと呼ばれることが多い。

### 経済安全保障推進法が定める4つの分野

経済安全保障推進法は、以上の4分野、すなわち、①特定重要物資の安定的な供給の確保(サプライチェーン)、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保(基幹インフラ)、③特定重要技術の開発支援(官民技術協力)および④特許出願の非公開(特許非公開)で取り組むべきことを定めている。

サプライチェーンに関しては、国民の生存に必要不可欠であるにもかかわらず外部に過度に依存している物資を政府が指定し、生産基盤の整備や供給源の多様化、備蓄、代替物資の開発等を進めるとした。かかる物資の生産、供給を担う事業者は、所管大臣の認定を

受けると、助成金や金融支援を受けられる。また、所管大臣は、サプライチェーンの実態を調べるため、それに関わっている事業者を調査できるとしている。

基幹インフラとは、社会経済活動の基盤となるもので、電気、ガスなどのエネルギー、水道、電気通信、金融、運輸、郵便を想定している。このうち、事業を支える設備が外部からの攻撃で機能停止した場合に、国民の命に関わったり、社会経済の基盤が混乱したりする恐れが大きい事業者を指定し、規制することとした。具体的には、インフラ事業者が設備、機器、装置、コンピュータープログラムなどを導入する前や、それらの維持管理を別の業者に委託する前に政府に計画を提出し、政府は、事前審査できることとした。政府は、問題があると判断すれば、計画を変更、中止するよう事業者に勧告することができる。実際、基幹インフラを狙ったサイバー攻撃は世界中で報告されている。これを防ぐためには、事前審査が必要だ。

官民技術協力の分野では、国として重点的に開発すべき重要技術は何かを「知る」こと

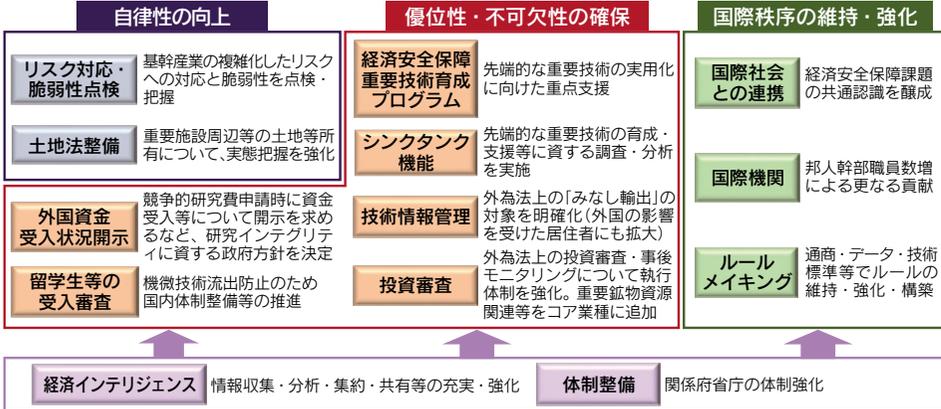
が大切だ。既に他国に大きく後れを取っている分野で勝負するより、日本がまだ優位を保っている分野を伸ばした方がいい。具体的には、①開発すべき重要技術は何かを「知る」、②それを「育てる」、③実用化して「生かす」ための場として、官民が参加する「協議会」を作ると定めた。政府の担当閣僚や調査研究機関、研究開発に関わる人が加わる。この場で、政府が必要としている技術は何かを研究者に明確に伝え、開発を進めてもらう。政府は必要な資金を支援する。

我が国の特許制度は、一定期間がたった後に発明に関する内容を公開することが原則だ。しかし、海外での懸念用途に転用可能な重要技術を公開してしまった場合、外国やテロリストがその情報を日本への攻撃に生かすだろう。G20諸国で、特許非公開と同様の制度がないのは日本とメキシコ、アルゼンチンのみだ。米英仏などでは、特許を付与せずに、手続きを止める「審査凍結型」を採用している。有識者会議は、日本もこの制度を導入すべきだと提言した。

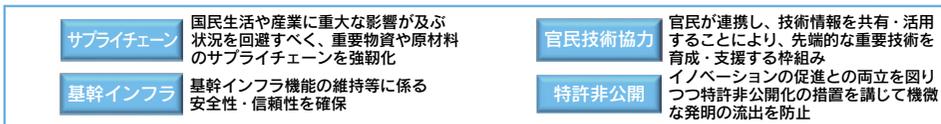
経済安全保障推進法は、提言を受け、公開

図表 経済安全保障上の主要課題

1. これまでに着手した取組で、今後も継続・強化していく分野



2. 今後取組を強化する上で、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野



3. 今後の情勢の変化を見据え、さらなる課題について不断に検討

出所：内閣官房経済安全保障推進会議資料

有するものであれ、民間企業技術情報で安全保障に関するものは、それが政府機関の保有するものであれ、民間企業

安全保障に関する重要技術を育て、守る。そして、社会経済の基盤である基幹インフラを守る、といった仕組みが、戦後日本には足りなかった。私は、国家安全保障局長として、国家安全保障局に経済班という「器」を作り、外国からの投資規制などの「中身」を強化してきた。そして、一定の民間事業者を規制する事業法体系に安全保障の視点がないという課題を解決することを一つの目的に、今回の経済安全保障推進法が制定された。

一方、我が国が有する先端技術情報で安全保障に関するものは、それが政府機関の保有するものであれ、民間企業

の歩みを止めてはならない。

安全保障が経済分野に広がる経済安全保障の時代に、日本は「普通の国」に近づくため

等の保有するものであれ、同様に保護されることが経済安全保障上の課題である。

また、国際共同開発等の進展に伴い、民間企業同士の機微情報のやりとりの場面で、我が国企業の担当者が当該国のセキュリティ・クリアランスに見合う適性評価を受けていないなどの理由で、プロジェクトに関し、情報の交換や協力が生ずる局面も予想される。今後、同盟国や同志国が経済安全保障上の観点から、我が国との先端技術に関する共同開発・研究を進展させようとすればするほど、また、当該技術に関する保全措置を強化すればするほど、この問題は顕在化することとなる。我が国は、現在、民間企業が保有する機微技術情報に関する適性評価制度を有しているとは言えないが、今後、既存の制度の延長線上に如何なる仕組みを構築していくのか、政府と民間が協力し一体となった取り組みを進めることが求められる。

止める制度を設けると規定した。ついでには、特許出願の公開・査定の手続きを止めることで安全保障に悪影響を与えない発明については、特許出願の公開・査定の手続きを

事業法体系に安全保障の視点が無いという課題を解決する